

# 基金だより

2022年3月号

## 2022年度予算をお知らせします

2月18日に開催されました代議員会において、当基金の2022年度予算が決まりましたので、その概要をお知らせいたします。

### 予算の基礎数値

予算で計上されている収益や費用などの各項目は、次のような推計値を基に、算出されています。

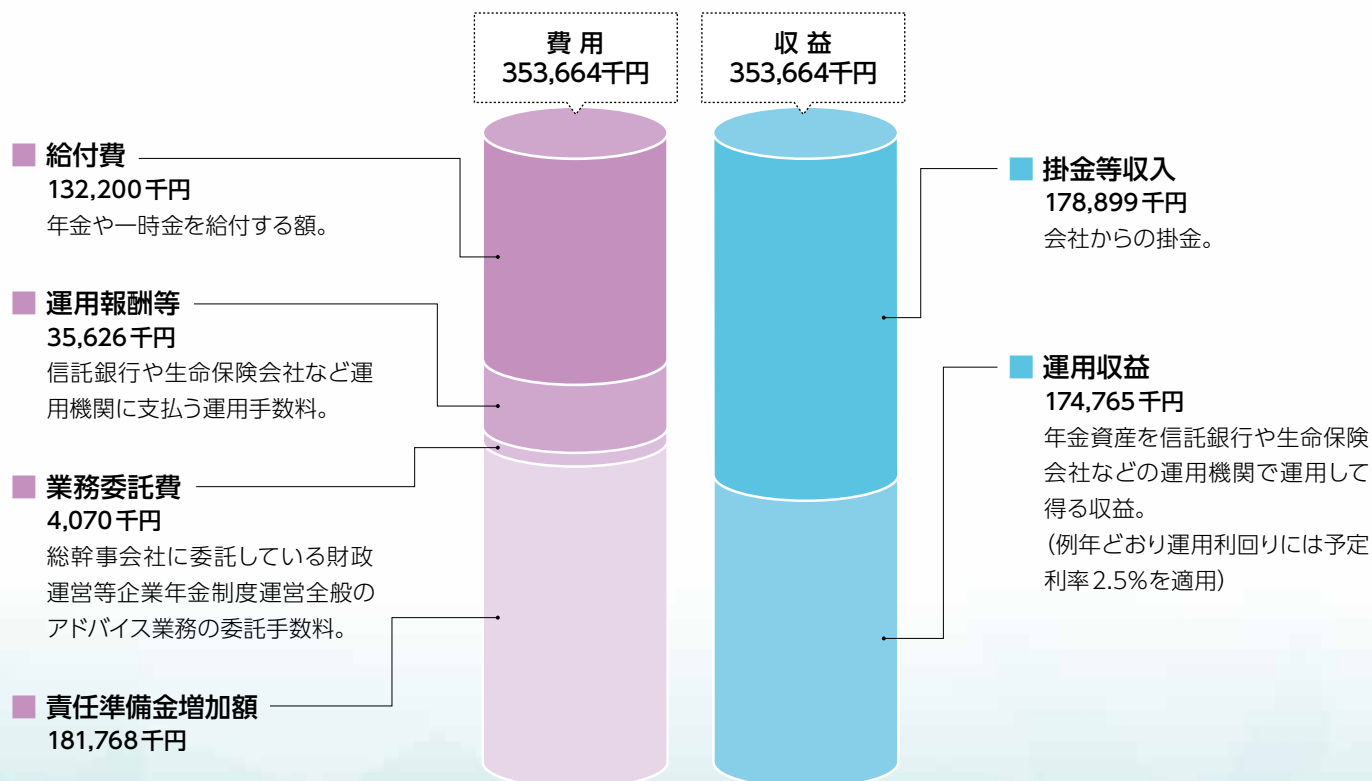
設立事業所数	掛金(事業主負担)	年金給付	一時金給付	積立金の状況
6事業所				
加入者数 805人 (2022年度平均)	加入者一人当たり リスク分担型掛金 18,510円 事務費掛金 3,400円	年金額 99,058千円 受給権者数 334人 受給待期者数 7人	脱退一時金 7,248千円 選択一時金 25,894千円 遺族一時金 0千円	年金資産額(推計) 6,998,297千円 (2022年3月31日現在)

### 年金経理

年金の給付や掛金の受け入れ、年金資産の管理運用などを行う経理です。  
資産額は時価による推計で表示しています。

### 1年間の収支見込み (予定損益計算書・経常収支)

基金の主な収入源である掛金、支出である年金・一時金の支払いのほか、年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。



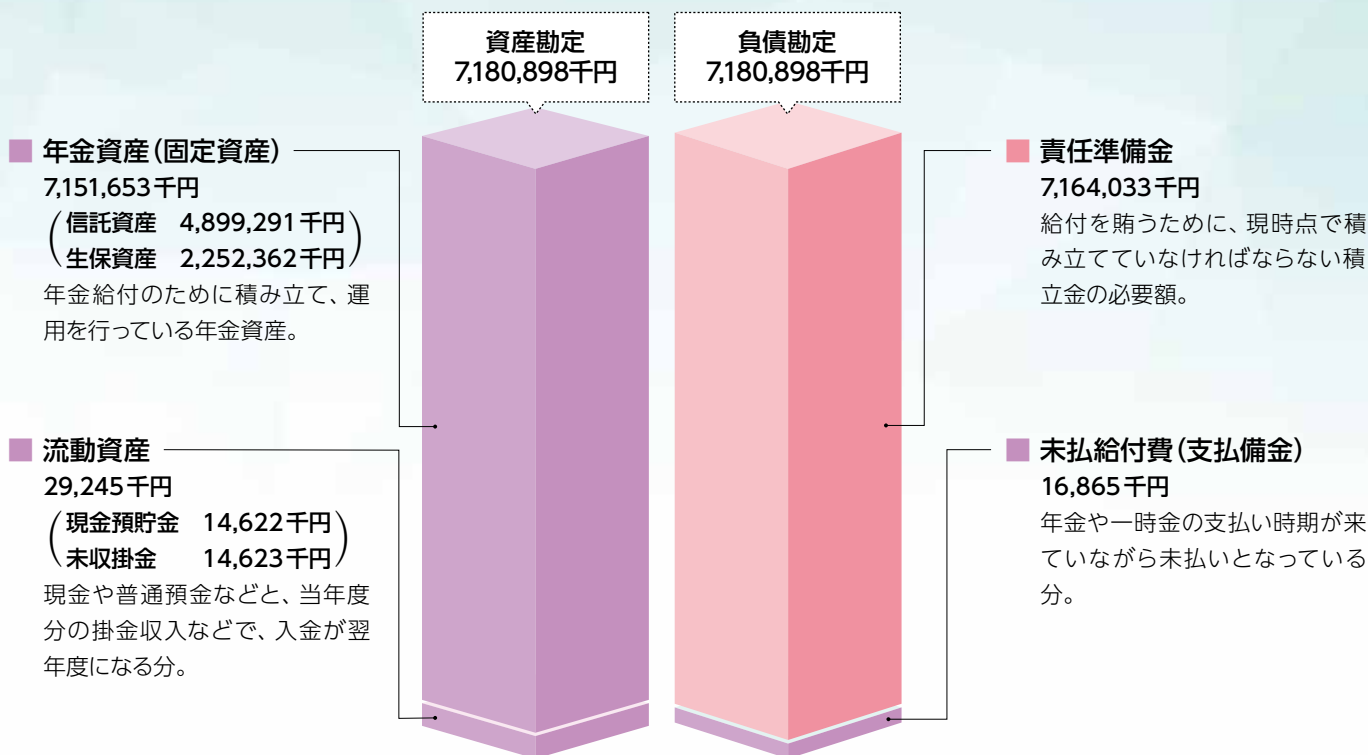
## 年度末時点の積立額(見込み)

(予定貸借対照表)

(将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額(責任準備金)と、保有する年金資産とのバランスを予測します。)

■ 純資産：(固定資産+流動資産) - (流動負債+支払備金)

■ 負債

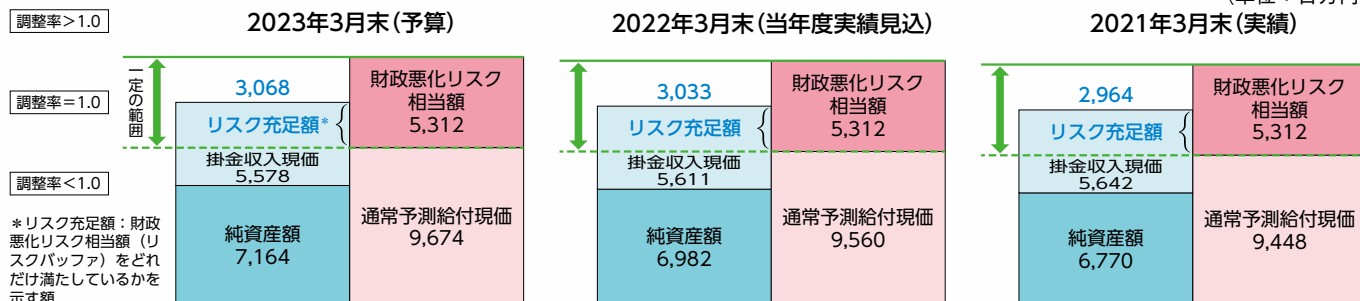


## 財政状況について：積立状況の見通し(事業計画・予算案ベース：みずほ信託銀行試算)

2022年3月末(当年度実績見込)、2023年3月末(予算)ともに「財政均衡状態」が見込まれます。

(「財政均衡状態」では、給付額の調整は行われません。)

(単位：百万円)



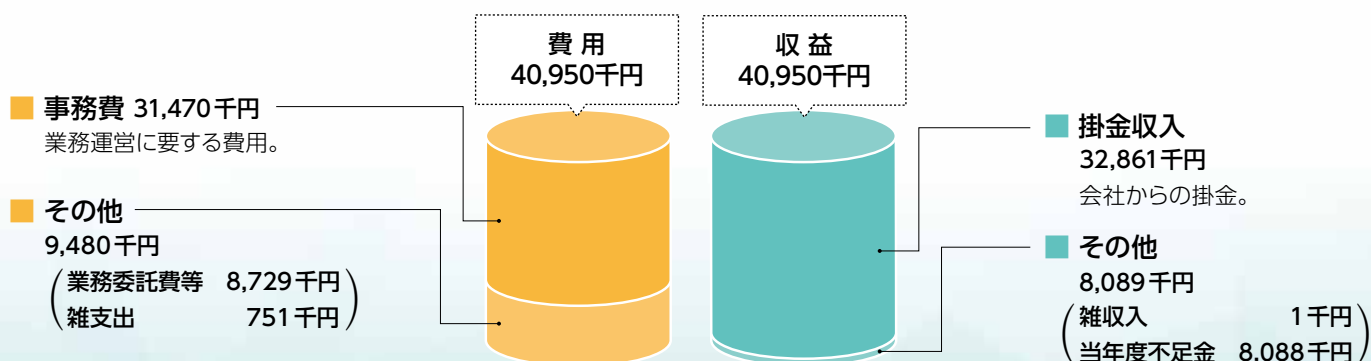
- ・財政悪化リスク相当額：通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額(リスクバッファ)
  - ・通常予測給付現価：将来発生が見込まれる予想給付の現在価値
  - ・掛金収入現価：将来収入が予定されている掛金の現在価値
- \*2022.3月末資産は2022.1月の運用状況をもとに推計しています(当年度想定運用利回り：3.0%)

## 業務経理

## 業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。

基金の運営にあたっては、各種費用の見直しを行い経費削減を図ります。





# 当基金の資産運用計画



基金では、将来の年金・一時金の支払いに備えて年金資産を積み立てています。この年金資産は、掛金と、掛金を運用して得た収益で賄っています。運用にあたっては、安全かつ効率的に収益を確保するために「運用の基本方針」を策定しています。

リスク分担型制度の資産運用にあたっては、専門知識を有する受託銀行のコンサルティングを受け、資産運用委員会、代議員会の審議を経て、基本方針を策定し、これに基づき次のように政策的資産構成割合を決定いたしました。

今般の代議員会において、2022年度も引き続き、下記の政策アセットミックスに基づいた資産運用を行う事業計画案が承認されました。

※今般の代議員会では、理事長専決処分として「損害保険戦略ファンドの解約」とその事後処理についても承認されています。解約資金は債券および株式に再投資し、オルタナティブ枠の後継には非上場低流動性資産のパッケージ商品を採用する予定です。

## ■ 運用の基本方針 (概要)

### 目的

年金給付金および一時金等の支払いを将来にわたり確実にを行うため、また、リスク管理に重点を置きつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。

### 目標

各資産の市場収益率（以下「ベンチマーク」という）を政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という）に応じて組み合わせた収益率（以下「複合ベンチマーク」という）を長期的に上回ることを運用目標とする。

### 資産構成

資産運用の目的を達成するため、特定の運用方法に集中しないよう分散投資に努め、当基金の成熟度や財政状況を踏まえて、中長期観点から最適なアセットミックスを策定し、また必要に応じこれを見直します。

※政策アセットミックスは、中長期的な観点から策定される年金制度全体の資産配分計画です。運用成果は資産配分に大きく影響され、変動幅の約90%は資産配分により決定されるとの研究結果もあります。資産運用において最も重要なのは、その制度の実態に最適な政策アセットミックスの策定と管理であると考えられています。

## ■ 政策的資産構成割合 (政策アセットミックス)

リスク分担型企業年金の資産運用の基本的な考え方：一定範囲内の運用のブレは、受給者の方への給付にも影響しません。むしろリスクを抑えすぎて、長期的に予定利率を達成できないことのほうが問題となります。

2019年3月31日 改定

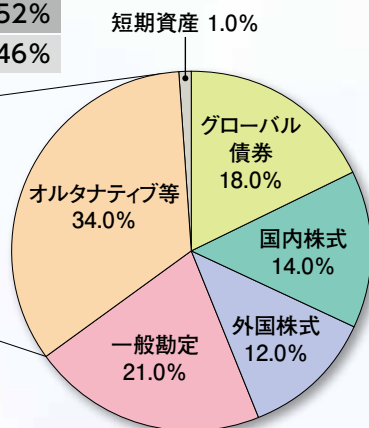
	グローバル債券	国内株式	外国株式	一般勘定	オルタナティブ等	短期資産	積立金合計
中心値 (%)	18.0	14.0	12.0	21.0	34.0	1.0	100.0
運用レンジ (%)	±10.0	±10.0	±10.0	±10.0	±10.0	0~10.0	—

※各資産枠内で、リスクの低減・安定した収益確保を目的とした投資商品の変更は随時に、各資産間のリバランス（資産配分が当初の割合から変わってきたときに、最初に決めた割合に戻すこと）は、必要に応じて定期に行います。

### 【政策アセットミックス】

期待リターン	2.52%
リスク (標準偏差)	4.46%

リスクコントロール型	13.9%
国内不動産	4.3%
生保ファンド	4.4%
非上場資産*1	4.3%
その他*2	7.1%



### 【資産の特徴】

- グローバル債券**…国内債券・外国債券をグローバル債券に一本化。金利情勢に応じて、国内債券・外国債券を使い分ける（現在は為替ヘッジ付外債や社債が中心）。
- 国内債券**…満期償還まで保有すれば元本と一定利率の保証がある安全性資産。
- 外国債券**…国内債券に比べ比較的高金利が望めるが、為替相場の影響などに留意する必要がある。
- 国内株式**…高収益が期待できるリスク性資産。
- 外国株式**…為替リスクはあるが、各国の資産価格に変動があるため、リスク分散と高収益が見込まれる。
- 一般勘定**…相場環境にかかわらず、元本と一定の利率が保証されている安全性資産。
- オルタナティブ投資**…債券や株式などの伝統的な資産とは異なる資産（不動産など）。伝統的な資産との相関性が低い。

\*1 複数の非上場の低流動性資産を組み入れたパッケージ商品

\*2 マルチアセット型ファンド、複数のオルタナティブ投資を組み入れたパッケージ商品

※「運用の基本方針」について、ご意見がある場合は、最終頁に記載の〈照会先〉までご連絡ください。



## 年金ハッシュタグ

# #繰上げ・繰下げ受給とライフプラン

厚生年金に加入している会社員は、基本的に65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けます。それを60～64歳から受け始めることを「#繰上げ受給」、66歳以降から受け始めることを「#繰下げ受給」と言います。この繰上げ受給と繰下げ受給が#令和4年4月から見直されます。将来の#ライフプランを考えるうえで参考にしてください。

### 繰上げ減額率が緩和され繰下げ受給の上限年齢は75歳に引き上げ

繰上げ受給を選択すると、受け始める年齢に応じて#年金額が減額されます。現在の減額率は1ヵ月当たり0.5%ですが、令和4年4月からは#0.4%に引き下げられます。65歳からの受給を62歳からに繰り上げると、減額率は14.4% (0.4%×36ヵ月) になります。受給率で見ると85.6%です (図表1)。年金月額が10万円の場合、月額8万5,600円になります。

一方、66歳以降の繰下げ受給を選択すると、受け始める年齢に応じて#年金額が増額されます。その増額率は1ヵ月当たり0.7%です (図表2)。65歳からの受給を67歳から

に繰り下げると、増額率は16.8% (0.7%×24ヵ月) になります。現在、#繰下げ受給の上限年齢は70歳で、70歳を過ぎて年金を受け始めても増額率は42% (0.7%×60ヵ月) で一定です。この上限年齢が、令和4年4月から#75歳に引き上げられます。繰下げ増額率は0.7%で変わらないため、75歳受給の場合の増額率は84% (0.7%×120ヵ月) です。年金月額が10万円の場合、70歳受給開始では月額14万2,000円、75歳受給開始では月額18万4,000円になります。

### 繰上げ受給・繰下げ受給の注意点

#### 【繰上げ受給の注意点】

- 繰上げ受給を途中でやめることはできず、年金額の減額は生涯続きます。
- 受け始めから#20年10ヵ月(約21年)を過ぎると、65歳から受けたほうが受給総額が多くなります。仮に62歳3ヵ月から受け始めると、83歳1ヵ月を過ぎると受給総額が逆転します。
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰り上げます。
- 配偶者がいる場合に加算される加給年金額は、65歳から本来の額が支給されます。

#### 【繰下げ受給の注意点】

- 受け始めから#11年10ヵ月(約12年)を過ぎると、65歳から受けるよりも受給総額が多くなります。仮に70歳3ヵ月から受け始めると、82歳1ヵ月を過ぎると受給総額が逆転します。
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰り下げること、別々に繰り下げることでもできます。

図表1●繰上げ受給の受給率 (令和4年4月～)

繰上げ受給時期	受給率
60歳0ヵ月～60歳11ヵ月	76.0%～80.4%
61歳0ヵ月～61歳11ヵ月	80.8%～85.2%
62歳0ヵ月～62歳11ヵ月	85.6%～90.0%
63歳0ヵ月～63歳11ヵ月	90.4%～94.8%
64歳0ヵ月～64歳11ヵ月	95.2%～99.6%

- 配偶者がいる場合に加算される加給年金額は増額されず、繰り下げている間は支給されません。夫が繰下げ受給をした時点で妻が65歳になっていると、加給年金額は支給されません。

\* \* \* \*

国の年金は生涯受けられます。しかし、自分が何歳まで生きるかはわかりません。仕事や資産の状況、健康状態、夫婦か独身かなど、ご自身のライフプランを考慮して年金受給の方法を選択することが重要です。夫婦の場合、夫は65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給し、一般的に平均寿命が長い妻の老齢基礎年金を繰り下げるなどの選択肢もあります。

図表2●繰下げ受給の増額率 (令和4年4月～)

繰下げ受給時期	増額率
66歳0ヵ月～66歳11ヵ月	8.4%～16.1%
67歳0ヵ月～67歳11ヵ月	16.8%～24.5%
68歳0ヵ月～68歳11ヵ月	25.2%～32.9%
69歳0ヵ月～69歳11ヵ月	33.6%～41.3%
70歳0ヵ月～70歳11ヵ月	42.0%～49.7%
71歳0ヵ月～71歳11ヵ月	50.4%～58.1%
72歳0ヵ月～72歳11ヵ月	58.8%～66.5%
73歳0ヵ月～73歳11ヵ月	67.2%～74.9%
74歳0ヵ月～74歳11ヵ月	75.6%～83.3%
75歳0ヵ月～	84.0%





# NEWS CLIP

気になるニュースをピックアップ!

## 令和4年度の国の年金額は0.4%の引き下げに

年金額は物価と賃金の変動に応じて毎年度改定されます。物価が賃金を上回る場合は、現役世代とのバランスを保つため、賃金の変動率を年金額改定に用いることになっています。令和4年度の年金額の改定は、物価変動率(▲0.2%)が名目手取り賃金変動率(▲0.4%)よりも高くなったため、改定には賃金変動率(▲0.4%)を用います。物価や賃金による改定率がマイナスの場合には、少子高齢化の影響を加味したマクロ経済スライドによる年金額の調整は行われず、マクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は

翌年度以降に繰り越されます。

●令和4年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例

	令和3年度(月額)	令和4年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金〈満額〉:1人分)	6万5,075円	6万4,816円 (▲259円)
厚生年金* (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	22万496円	21万9,593円 (▲903円)

\*平均的な収入(43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金〈満額〉)の給付水準。

## 令和4年1月1日以降の退職所得について課税方法が変更されました

令和4年1月1日以降の退職所得課税が変更されました。変更前は退職金(手当)を一時金で受け取る退職所得は、退職手当から退職所得控除額を控除した残額に2分の1を掛ける「2分の1課税」を行った額でした(勤続年数が5年以下の役員等は適用外)。

勤続年数が5年以下の役員等を除く従業員については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円以下の部分にはこれまで通り2分の1課税を行い、300万円を超える部分についての2分の1課税は廃止されました。

改正前

$(\text{退職手当} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$   
※勤続年数5年以下の役員等の退職手当等については適用されない

改正後

**退職手当 - 退職所得控除額 ≤ 300万円の場合**  
 $(\text{退職手当} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$

**退職手当 - 退職所得控除額 > 300万円の場合**  
 $150\text{万円}^{*1} + \{\text{退職手当} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}^{*2} = \text{退職所得の金額}$   
\*1 300万円以下の部分の退職所得の金額 (2分の1課税適用分。300万円 × 1/2 = 150万円)  
\*2 300万円を超える部分の退職所得の金額 (2分の1課税適用外)

## 企業型DC・iDeCoの拠出限度額が見直されます

企業年金制度の中心は確定給付企業年金(DB)と確定拠出年金(DC)です。DCの掛金は所得控除の対象となるため、拠出限度が設けられています。この拠出限度額が令和6年12月から見直されます。それに伴い、企業年金を実施している企業には、令和4年10月前までにDC拠出限度額の見直し内容に関する「従業員周知」が求められます。

2月代議員会ではこのことにつき基金事務局から報告がなされましたが、加入者の皆さまへの詳細なお知らせ/周知については、次号基金だよりおよび業務状況の報告ほかで行う予定です。

制度改定のスケジュールは、令和4年10月、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件が緩和され、令和6年12月にDBを含めて拠出限度額が見直されることとされています。

なお、この見直しによる当基金加入者の皆さまへの直接的影響は、企業型DC加入の方やDBと企業型DCを併用している場合と比べて限定的で、「令和4年12月からiDeCoの拠出限度額が、現行の月額1.2万円から2.0万円になること」のみとなる予定です。

次号での「ご案内」をお待ちください。